

加須市こども・若者・子育て 支援計画の一部変更について

(案)

案の要旨

- ・ 計画変更の対象は、第3編「子ども・子育て支援事業計画」の一部。
- ・ 計画変更が必要となったのは、法律改正（新規事業の創設）に伴い、「子ども・子育て支援事業計画」への記載事項を定める国の基本指針が改正され、計画に記載しなければならない事項が追加されたため。
- ・ 創設された新規事業（満三歳以上限定小規模保育事業、乳児等のための支援給付）は令和8年4月1日施行のため、この施行前に「子ども・子育て支援事業計画」に記載事項を追加することが必要。
- ・ 変更内容は、①満三歳以上限定小規模保育の必要利用定員総数の追加、②乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項の追加、③乳児等通園支援に関する事項の記載箇所の変更。④その他基本指針の改正及び①～③に伴う形式的変更。
- ・ 計画の変更案は、加須市子ども・子育て会議（諮問）及び県への協議を経て、令和8年3月末までに決定し、同年4月1日から適用することを予定。

計画変更の背景及び概要

令和8年4月1日施行（適用）予定

満三歳以上限定小規模保育事業の創設

（令和7年児福法等改正）

乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設

（令和6年子・子法等改正）

国の基本指針の一部改正（9/29）

市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項に次の内容を追加

①満三歳以上限定小規模保育の必要利用定員総数

②乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期

③乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項

加須市こども・若者・子育て支援計画（第3編）

1 満三歳以上限定小規模保育関係

満三歳以上限定小規模保育を利用する2号認定こども（3～5歳）の必要利用定員総数

2 乳児等のための支援給付関係

(1) 乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期【掲載済】

(2) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項（教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策）

児福法等 … 児童福祉法等
子・子法等 … 子ども・子育て支援法等

下線部が今回変更により追加を要する事項

基本指針における計画への必須記載事項

※赤字で表記した部分が今回改正で
基本指針に追加された項目

- 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所に係る必要利用定員総数
- 3 各年度における乳児等通園支援の量の見込み並びに実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- 5 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項
- 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項
- 7 **乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容**

教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成26年内閣府告示第159号)

満三歳以上限定小規模保育事業の概要

事業創設の背景

- 小規模保育では、原則として3歳児以上は卒園し、別の保育園や幼稚園に転園する必要がある。
- 国の制度上、小規模保育では3歳以降の受け入れ先（連携施設）の確保が求められているが、新たな受け入れ先を見つけるのは容易ではない。
- 自治体によっては、3歳になった時点で待機児童になってしまうリスクがある。

期待される効果

- 現行の小規模保育事業の利用を終了した児童の受け皿となる。
- 3歳児になっても小規模で保育を受けられるという選択肢が増える。

	現行の小規模保育事業	満三歳以上限定小規模保育事業
利用定員	6人以上19人以下	6人以上19人以下
利用対象児童	原則として0～2歳児のみ 地域の実情として市町村が特に必要と認めた場合（近くに教育・保育施設がない場合等）は、3～5歳児も受入可	<u>3～5歳児のみ</u>

満三歳以上限定小規模保育の現状と見込み

- 1 令和7年12月26日現在、市内に小規模保育事業所はない。
- 2 同日現在、市内における小規模保育事業所及び満三歳以上限定小規模保育事業所の開設予定もない。
- 3 同日現在、加須市から他市の小規模保育事業所に通園している児童が2人いるが、当該小規模保育事業所を含め、当該他市の区域内にも満三歳以上限定小規模保育の実施意向がある施設はない。
- 4 計画期間における**満三歳以上限定小規模保育の利用は見込まれない。**
⇒ **量の見込みはゼロとなる。**
- 5 上記3の児童の小規模保育事業所卒園後における保育ニーズの見込量と確保方策については、計画策定期から【保育所・認定こども園】で提供体制を確保することとしているため、提供体制等に影響はない。

乳児等のための支援給付の概要

事業創設の背景

- 0～2歳児の約6割が未就園児である中で、保育の必要性のある家庭への対応だけでなく、全ての子どもの育ちの保障や子育て家庭への支援の強化が課題に。
- 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を創設。

0歳

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

就労要件あり

保育所、認定こども園等

※小学校就学まで

就労要件なし

乳児等のための支援給付

- ・0歳6か月から満3歳未満
- ・就労要件は不問
- ・月一定時間まで利用可能
- ・時間単位の柔軟な利用

幼稚園

※満3歳から小学校就学まで

小学校

※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから

乳児等のための支援給付の現状と見込み

- 1 令和7年7月8日に、市内の民間施設を対象とした説明会を開催。
- 2 令和7年12月26日現在、市内において実施意向のある民間施設はない。
- 3 こうした中、市は、**市立保育所において、当該市立保育所の利用定員の範囲内で実施**することを考えている。
- 4 事業のニーズ量の見込みについては、現在も、**計画策定時に見込んだ内容から変わりがない**。
- 5 上記3の方法により事業の提供体制を整備することにより、計画期間に見込まれるニーズ量に対応できる見込み。

計画の変更箇所、主な変更内容及び変更理由

変更箇所	主な変更内容	変更理由
目次／第3編	<p>① 第3編第1章第3項の見出しを「子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制」に変更</p>	<p>① 基本指針の「子ども・子育て支援給付」の用語が「子どものための教育・保育給付」に改められたため。</p>
第3編	<p>② 第3編第4章「地域子ども・子育て支援事業」から「乳児等通園支援事業」を削除</p>	<p>② 乳児等通園支援事業の法律上の位置付けが「地域子ども・子育て支援事業」から「乳児等のための支援給付」に変わったため。</p>
目次／第3編	<p>③ 第3編の第4章を第5章に繰下げ</p>	<p>③ 上記②に伴い、新たに章を設け、乳児等のための支援給付に関する事項を記載する必要があるため。</p>
第3編	<p>④ 第3編第3章第2項に満三歳以上限定小規模保育の必要利用定員総数（見込量）をゼロとする旨を追加</p>	<p>④ 満三歳以上限定小規模保育が創設され、基本指針でその必要利用定員総数（見込量がゼロの場合はその旨）を記載することが必須とされたため。</p>
目次／第3編	<p>⑤ 第3編の新第4章として「乳児等のための支援給付」に関する事項を追加</p>	<p>⑤ 乳児等のための支援給付が創設され、基本指針でこの給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項の記載が必須とされたため。</p>

具体的な内容は、新旧対照表（資料2）のとおり

満三歳以上限定小規模保育に関する事項の計画記載案

考え方

市外の小規模保育事業所（0～2歳児対象）の利用者がいるが、その事業所が満三歳以上限定小規模保育を実施する予定はなく、かつ、市内には小規模保育事業所（0～2歳児対象）がないことから、計画期間における満三歳以上限定小規模保育の利用が見込まれないため、必要利用定員総数をゼロとし、次のとおり計画に記載する。

※ 赤字で表記した部分を追加

第3章 保育所保育の充実

2 保育所・認定こども園など（2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

（1）ニーズ量の考え方

ア （略）

イ （略）

ウ （略）

エ 令和8年度から創設される満三歳以上限定小規模保育については、計画期間中の利用ニーズが見込まれないため、量の見込みはゼロとしました。

（2）確保方策の考え方

（略）

※ 次ページにつづく

■量の見込みと確保方策

2号認定（保育所・認定こども園など、3歳児～5歳児）

3歳児

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	市内保育所等 ①	394	343	348	369	365
	市外保育所等 ②	23	20	21	22	22
	市内満三歳以上限定小規模保育事業所 ③	0	0	0	0	0
	小計 ④	417	363	369	391	387
	市外のこども ⑤	8	7	7	8	7
	合計 (④+⑤-②)	A	402	350	355	377
確保方策	市内 保育所・認定こども園 ⑥	451	451	451	451	451
	市内 満三歳以上限定小規模保育事業所 ⑦	0	0	0	0	0
	認可外保育施設 ⑧	14	14	14	14	14
	市外の保育施設を利用 ⑨	23	20	21	22	22
	合計 (⑥+⑦+⑧+⑨) -⑨	B	465	465	465	465
	量の過不足 (B-A)		63	115	110	88
						93

4歳児

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	市内保育所等 ①	369	393	343	347	368
	市外保育所等 ②	16	17	15	15	16
	市内満三歳以上限定小規模保育事業所 ③	0	0	0	0	0
	小計 ④	385	410	358	362	384
	市外のこども ⑤	9	10	9	9	9
	合計 (④+⑤-②)	A	378	403	352	356
確保方策	市内 保育所・認定こども園 ⑥	489	489	489	489	489
	市内 満三歳以上限定小規模保育事業所 ⑦	0	0	0	0	0
	認可外保育施設 ⑧	6	6	6	6	6
	市外の保育施設を利用 ⑨	16	17	15	15	16
	合計 (⑥+⑦+⑧+⑨) -⑨	B	495	495	495	495
	量の過不足 (B-A)		117	92	143	139
						118

※ 次ページにつづく

5歳児

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	市内保育所等 ①	362	355	379	330	335
	市外保育所等 ②	18	18	19	16	17
	市内満三歳以上限定小規模保育事業所 ③	0	0	0	0	0
	小計 ④	380	373	398	346	352
	市外のこども ⑤	12	11	12	11	11
	合計 (④+⑤-②)	A	374	366	391	346
確保方策	市内 保育所・認定こども園 ⑥	489	489	489	489	489
	満三歳以上限定小規模保育事業所 ⑦	0	0	0	0	0
	認可外保育施設 ⑧	12	12	12	12	12
	市外の保育施設を利用 ⑨	18	18	19	16	17
	合計 (⑥+⑦+⑧+⑨) -⑨	B	501	501	501	501
量の過不足 (B - A)		127	135	110	160	155

合計（3歳児～5歳児）

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	市内保育所等 ①	1,125	1,091	1,070	1,046	1,068
	市外保育所等 ②	57	55	55	53	55
	市内満三歳以上限定小規模保育事業所 ③	0	0	0	0	0
	小計 ④	1,182	1,146	1,125	1,099	1,123
	市外のこども ⑤	29	28	28	28	27
	合計 (④+⑤-②)	A	1,154	1,119	1,098	1,074
確保方策	市内 保育所・認定こども園 ⑥	1,429	1,429	1,429	1,429	1,429
	満三歳以上限定小規模保育事業所 ⑦	0	0	0	0	0
	認可外保育施設 ⑧	32	32	32	32	32
	市外の保育施設を利用 ⑨	57	55	55	53	55
	合計 (⑥+⑦+⑧+⑨) -⑨	B	1,461	1,461	1,461	1,461
量の過不足 (B - A)		307	342	363	387	366

乳児等のための支援給付に関する事項の計画記載案

考え方

- 乳児等通園支援事業は、令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、自治体の判断で実施するものとされていたが、令和8年度から法に基づく新たな給付制度として全自治体で実施するものとなったことを受け、現在、第3編の第4章「地域子ども・子育て支援事業」に記載している内容を削除し、新たに「乳児等のための支援給付」の章を設け、そこに位置付ける。
- 「量の見込みと確保方策」の内容については、現在の記載内容から変更すべき点がないため、内容をそのままに、改めて新章「乳児等のための支援給付」に記載する。
- 国の基本指針の改正により、新たに計画に記載することとなった「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び推進体制の確保」に関する内容については、乳児等通園支援事業が満三歳以上の児童を対象としていることから、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との円滑な連携・接続に努めるべきことを踏まえて記載する必要がある。
- 以上を踏まえ、次のとおり計画に記載する。

※ 次ページにつづく

※ 赤字で表記した部分が変更箇所（実質的な変更がある箇所のみ）

第4章 乳児等のための支援給付

1 乳児等のための支援給付【提供区域：市全域】

乳児等のための支援給付は、保育所などに入所していない満3歳未満のこどもに対して、保育所などで適切な遊びと生活の場を与えるとともに、保護者に対する子育てについての情報提供や助言などの支援をする「乳児等通園支援」の利用について支給するものです。

（1）ニーズ量の考え方

国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver. 3）」に準じ、月の利用時間上限を10時間として算出しました。

（2）確保方策の考え方

ニーズ量を踏まえながら、提供体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

0歳児

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	-	14	13	13	13
確保方策	人日	-	14	13	13	13

1歳児

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	-	17	17	16	16
確保方策	人日	-	17	17	16	16

※ 次ページにつづく

2歳児

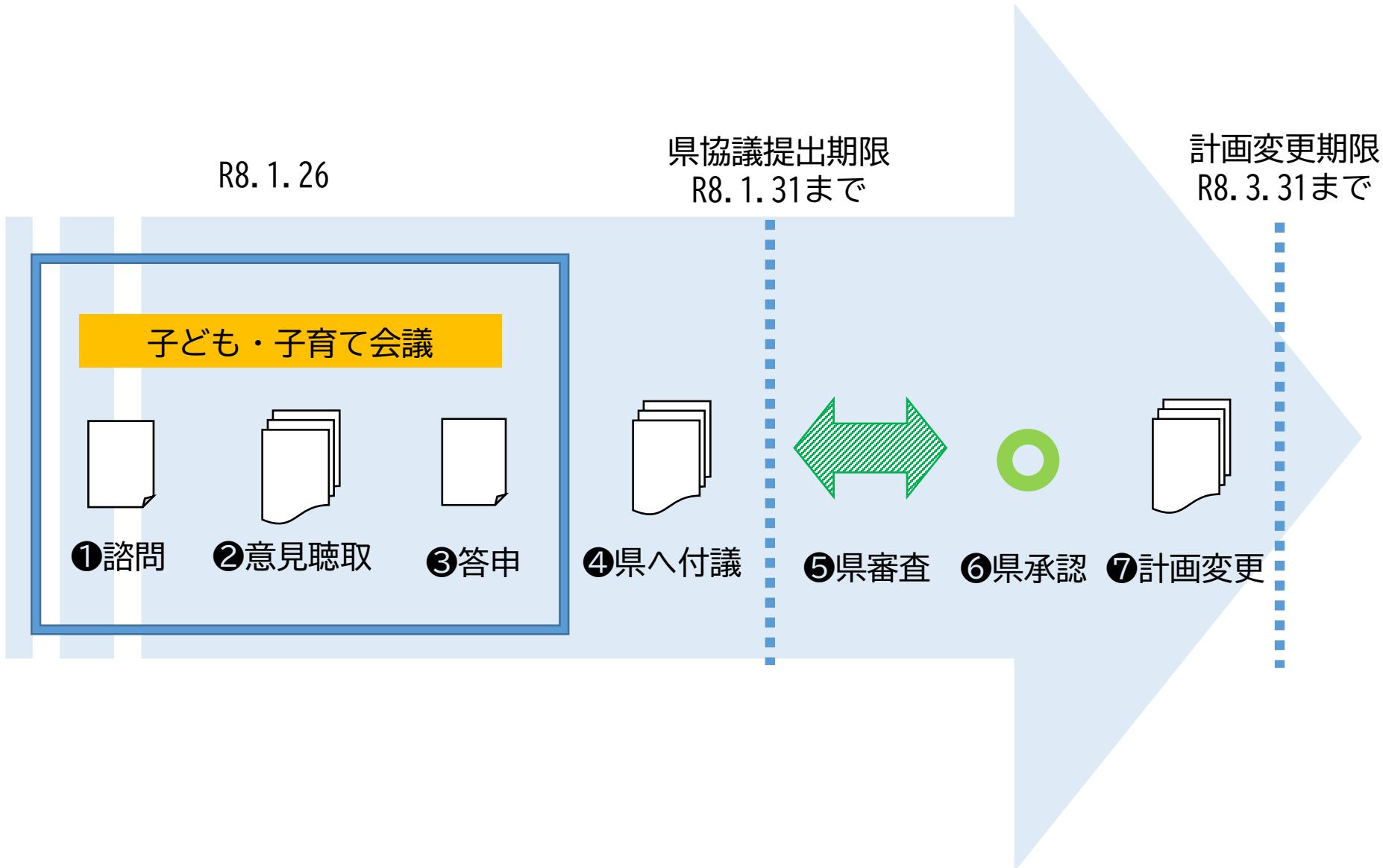
	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	-	18	17	17	17
確保方策	人日	-	18	17	17	17

合計（0～2歳児）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	-	49	47	46	46
確保方策	人日	-	49	47	46	46

- 2 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び推進体制の確保
教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援の利用終了後の受入枠の確保に努める
ほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との連携を促進します。
また、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

【参考】計画変更に係るスケジュール



【参考】計画変更手続に関する規定

必要な手続	根拠規程	左の規定内容
子ども・子育て会議の意見聴取	子ども・子育て支援法 第61条第7項	市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を（中略） 変更しようとするときは、（中略）審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を（中略） <u>聴かなければならない。</u>
	子ども・子育て支援法 第61条第9項	市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を（中略） 変更しようとするときは、都道府県に <u>協議しなければならない。</u>
埼玉県への協議	埼玉県子ども・子育て支援法に基づく利用定員届出等事務処理要綱	市町村長は、（中略）市町村子ども・子育て支援事業計画を（中略） 変更しようとするときは、（中略） <u>変更を行う2か月前までに</u> 、（中略）書類を知事に提出すること。